

第2回徳島県復興指針検討委員会

次 第

日時：平成30年11月7日（水）

14時30分～

場所：徳島グランヴィリオホテル

1階「ヴィリオルーム」

1 開 会

2 政策監挨拶

3 議 題

- (1)「徳島県復興指針の構成」について
- (2)「徳島県復興指針（骨子案）」について
- (3) その他

4 閉 会

<配布資料一覧>

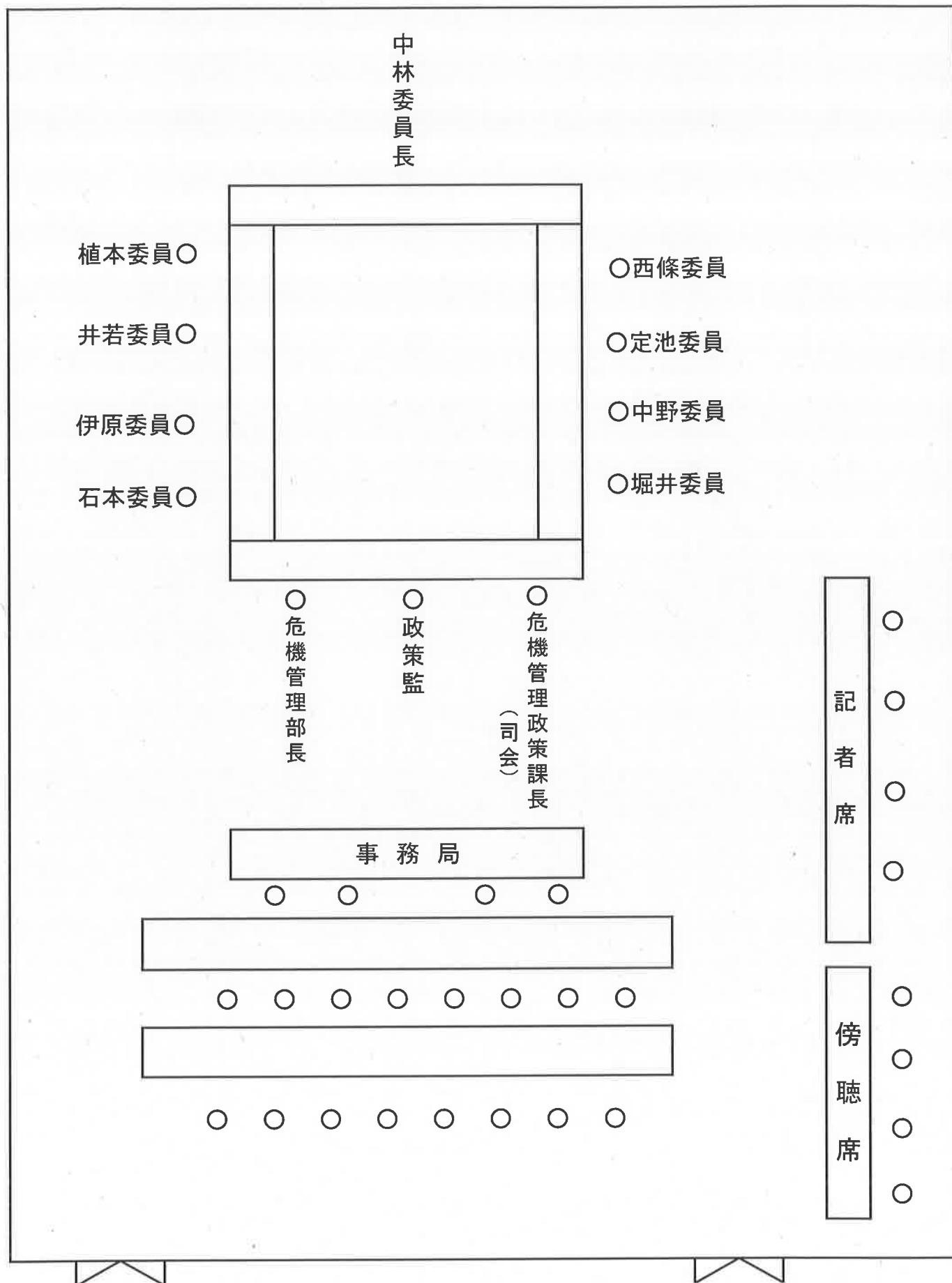
- ・次第、出席者名簿、配席図及び徳島県復興指針検討委員会設置要綱
- ・資料1「徳島県復興指針の構成」
- ・資料2「徳島県復興指針（骨子案）」

第2回徳島県復興指針検討委員会 出席者名簿

(50音順)

	所属・職	氏名	備考
1	首都大学東京／東京都立大学 名誉教授 明治大学 研究・知財戦略機構 研究推進員	中林 一樹	委員長
2	徳島大学 環境防災研究センター 教授	中野 晋	委員長代理
3	一般社団法人 徳島県医師会 常任理事	石本 寛子	
4	徳島県社会福祉協議会 事務局次長	伊原 俊子	
5	徳島大学 地域創生センター 学術研究員	井若 和久	
6	株式会社ハレとケデザイン舎 代表取締役	植本 修子	
7	徳島県障がい者交流プラザ 視聴覚障がい者支援センター 所長	西條 美鈴	
8	東北大学 災害科学国際研究所 助教	定池 祐季	
9	徳島弁護士会 会長	堀井 秀知	

第2回 徳島県復興指針検討委員会 配席図



「徳島県復興指針」検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 大規模災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興が図られるよう、復興プロセスの手順を示すとともに事前復興の取組みに資する「徳島県復興指針（以下「指針」という。）」の検討を行うため、「徳島県復興指針検討委員会（以下委員会という。）」を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について専門的見地から検討し、県に対し意見を表明し又は助言する。

- (1) 指針に関すること。
- (2) 事前復興の推進に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認めること。

(委員)

第3条 委員会は、学識経験者、関係団体の職員等から、知事が委嘱する15名以内で構成する。

- 2 委員の任期は、2年とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長が予め指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

(事務局)

第6条 委員会に関する事務は、危機管理政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定める事項のほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年9月3日から施行する。

「徳島県復興指針検討委員会」名簿

(50音順)

	所属・職	氏名	備考
1	一般社団法人 徳島県医師会 常任理事	石本 寛子	医療
2	徳島県社会福祉協議会 事務局次長	伊原 俊子	福祉、 災害ボランティア
3	徳島大学 地域創生センター 学術研究員	井若 和久	地域実践
4	株式会社ハレとケデザイン舎 代表取締役	植本 修子	地域実践
5	香川大学 地域強靱化研究センター 特任教授	金田 義行	国土強靱化
6	徳島県障がい者交流プラザ 視聴覚障がい者支援センター 所長	西條 美鈴	障がい者
7	東北大学 災害科学国際研究所 助教	定池 祐季	復興計画等検討経験
8	徳島大学 環境防災研究センター 教授	中野 晋	B C P
9	首都大学東京／東京都立大学 名誉教授 明治大学 研究・知財戦略機構 研究推進員	中林 一樹	復興計画等検討経験
10	NPO法人 阿波グローバルネット 副代表理事	細束 真由美	建築士
11	徳島弁護士会 会長	堀井 秀知	法律、 生活再建
12	京都大学 防災研究所 教授	牧 紀男	復興計画等検討経験